

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 17 件

三重国民年金 事案 1020

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの期間及び58年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年4月まで
② 昭和58年9月

母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、申立期間を含めて、母親が集金により納めてくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親についても、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、60歳に到達する時期まで未納は無いことから、申立人及び申立人の母親の納付意識は、共に高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月に申立人の母親と連番で払い出されていることから、申立人と申立人の母親の国民年金加入手続は、同年同月に同時に行われたことがうかがわれる上、申立期間①について、申立人の母親の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立期間①後の保険料は現年度納付されていることなどを勘案すると、申立期間①についても、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②についても、1か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることなどから、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1572

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和38年1月7日であると認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年1月から同年7月までは9,000円、同年8月から同年12月までは1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月7日から38年1月7日まで

私が勤務していたA社B工場の年金記録は、昭和36年9月20日から37年1月7日までとなっているが、会社で調べてもらったところ、36年9月20日から38年1月7日までとなっている。私は、申立期間当時、同社B工場から同社E工場に異動したが、勤務は連続していたため、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社D工場から提出された申立人に係る厚生年金保険名簿には、申立人の資格喪失日は昭和38年1月7日と記載されている上、備考欄に「E工場転勤」と記載されている。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和37年8月に標準報酬月額が9,000円から1万4,000円に随時改定されている上、申立人と同様、資格喪失日欄に同年1月7日と記載がある同僚二人について、オンライン記録により被保険者記録を調査したところ、いずれも38年1月7日に資格喪失していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年1月7日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和37年1月から同年7月までは9,000円、同年8月から同年12月までは1万4,000円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1573

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年3月1日まで

私は、申立期間について、A社に勤務していたが、年金事務所の回答では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないとのことであった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日と記録されているものの、資格喪失日についての記載は無い。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は21年3月1日と記載されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

なお、申立人のA社における資格取得日については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、昭和19年6月1日と記録されているが、厚生年金保険の保険料徴収が始まったのは同年10月からであり、同年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない期間に当たる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、40円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を昭和44年4月16日に、申立期間②について、同社における資格喪失日に係る記録を46年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月16日から同年5月1日まで
② 昭和46年2月5日から同年3月1日まで

昭和34年3月にA社に入社し、平成13年1月末まで勤務した。申立期間についても継続勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及びB社から提出された人事記録により、申立人が昭和34年3月6日から平成13年3月1日までA社において継続して勤務し（昭和44年4月16日に同社D事務所から同社C事務所に異動、及び46年3月1日に同社C事務所から同社本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C事務所における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同事業所における46年1月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から51年3月まで
昭和42年5月に結婚して以降、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたはずであり、申立期間が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の妻も他界しているため、国民年金加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和52年2月に払い出されたものとみられるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、明確ではないながらも、申立期間当時、口座振替により国民年金保険料を納付していたのではないかともしているが、A市において国民年金保険料の口座振替が開始されたのは昭和52年4月以降であることから、申立期間について、口座振替による保険料納付はできず、申立内容に不合理な点もみられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 18 日から 20 年 5 月 14 日まで

昭和 16 年 3 月から 20 年 5 月まで、同じ地区の出身者 3 人と共に A 社で勤務していた。同事業所は、飛行機部品の製造をしており、B 社の下請けであった。年金記録の期間照会（回答）には、17 年 6 月から同年 10 月までの記録となっているが、20 年 5 月 14 日まで同事業所で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 17 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 18 日で資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日及び原因欄には、昭和 17 年 11 月 18 日解雇と記載されており、その後、申立期間において申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

さらに、A 社は、昭和 20 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本による調査で判明した当時の役員について調査したところ、いずれの役員も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができなかった。

加えて、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により確認できた 21 人の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）について調査したところ、いずれの同僚も他界、又は、連絡先不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1576

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間について、私は以前勤務していたA社で再度勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 2 月にA社を退職後、同年 10 月に再度入社したと申し立てている。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた同僚に照会したものの、申立人の勤務時期を特定することができない上、当該同僚はいずれも、「申立人は、2度もA社に入社していないと思う。」と供述している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 5 月に A 社に正社員として入社し、その時の標準報酬月額は 30 万円だった。その後、同年 10 月から 60 年 9 月までは標準報酬月額は 32 万円だったが、この間、健康状態に問題もなく、休暇を取ったりしたこともなかったので、申立期間のみ標準報酬月額が 9 万 8,000 円というのは考えられない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額と申立期間当時に支給されていた報酬額が相違していると申し立てている。

しかし、A 社に照会したところ、当時の賃金台帳等の関連資料が残っておらず、確認できないとの回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 56 年 10 月 1 日（定時改定）標準報酬月額 17 万円の記録があり、この記録がいったん 9 万 8,000 円に訂正された上、新たに同年 9 月 1 日（随時改定）標準報酬月額 9 万 8,000 円として記録されており、この記録は、オンラインの記録と一致していることが確認できる。

さらに、当該原票から、昭和 56 年 11 月に被扶養者 3 人が申立人の扶養から外れていることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1578

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年4月まで
② 昭和37年11月から38年4月まで

毎年10月頃までは国内の漁場を転々として、11月頃からは海外の漁場に向かい、ほとんど家にいることはなかった。申立期間についてもA丸に乗船し、海外の漁場で働いていたはずであるが、船員保険の記録が無い。調査の上、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA丸に乗船していたとしている同僚の船員手帳によると、当該同僚は、同船の船員として昭和35年11月15日雇入れ、36年10月31日雇止め、再び37年4月4日雇入れ、同年8月27日雇止め、38年4月30日雇入れ、同年10月9日雇止めとなっていることが確認できるが、申立期間①及び②については、乗船した記録を確認することができなかった。

また、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について船員手帳に記載のあるA丸の船長に照会したところ、「申立人については記憶が無く、申立期間当時のことについても記憶に無い。」との回答があり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができなかった。

さらに、申立事業所であるB社の後継会社のC社に照会したところ、「資料が見つからないことから、申立てどおりの届出を行ったか、申立期間に保険料を納付したか詳細は不明である。」との回答があり、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得

ることはできなかった。

加えて、B社に係る船員保険被保険者名簿を調査したが、申立期間①及び②について申立人の氏名は見当たらない上、当該被保険者名簿において、申立期間①及び②に乗船していたことが確認できる同僚 18 人に申立人の勤務実態及び船員保険料控除の状況について照会したところ、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1579

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 47 年 2 月 1 日まで
② 昭和 47 年 3 月から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 9 月 17 日から 49 年 9 月 14 日まで

申立期間①については、A社のB事業所で、アルバイトとして台帳の整理、書類提出や来客対応を、申立期間②については、C社で、正社員として事務等を担当していた。また、申立期間③については、D社（現在、E社）の出張所のようなところで、事務をしていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録によると、B事業所において、昭和 46 年 6 月 1 日資格取得、47 年 1 月 31 日離職となっており、申立人が当該期間に同事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社の清算事業事務を執り行うF団体に照会したところ、「申立期間当時、臨時雇用員の厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられている上、当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人から氏名の挙がった同僚も、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 46 年 3 月 1 日資格取得）から*番（昭和 47 年 3 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人のC社の業務内容に関する供述と、申立期間当

時のC社及びG社の業務内容に関する同僚の回答が一部一致することから、期間は特定できないものの、申立人がC社又はG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、昭和59年12月2日に解散しており、当時の代表取締役は既に他界しているため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C社のオンライン記録により判明した4人の同僚に照会したところ、そのうちの1人は、「入社して、2、3か月の試用期間があったと思う。」と供述していることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、C社及びG社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の被保険者原票は無い。

申立期間③について、申立人はD社で勤務していたと供述しているが、申立人の雇用保険の加入記録により、当該期間にH事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H事業所は、昭和41年5月12日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、E社の子会社であるI社及びJ共済組合の存続組合であるK企業年金基金に照会したところ、当時の記録が残っていないため、申立人の保険料控除及び納付については不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1580

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 33 年 4 月まで

申立期間当時、A社で勤務した。従業員は 10 人くらいで、女子は受付係、男子は映写技師だった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務したことは推認できる。

しかしながら、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社の元事業主は既に亡くなっており、当時の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1581（事案 54、706 及び 1257 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
前々々回、前々回、前回と年金記録の訂正は必要ないとの判断を行った旨の通知があった。A 社に勤務していた昭和 33 年 7 月から 34 年 9 月まで 1 年 3 か月間勤務したのに記録が無いというのは納得できない。再調査、再検討を願う。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に照会したものの、当時の資料等は残っておらず、当時の代表取締役及び担当者も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができなかったこと、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、当該被保険者名簿には、申立人が氏名を挙げた複数の同僚の氏名が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 20 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、新たな事情の提示は無いが徹底した調査をしてほしいと再度申立てがあり、当委員会では、申立人から氏名の提示があった同僚のうち連絡が取れた 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人から「入社してすぐに厚生年金保険に加入せず、入社 7 年後に加入した。」との供述があり、もう 1 人から「私は申立人と同様の勤務形態であったが厚生年金保険には加入していなかったと思う。」との供述があった上、2 人の同僚については、A 社における被保険者記録に該当者は見当たらないことから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえることのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新

たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月3日及び22年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回も、申立人は、新たな事情の提示はないが納得できないので確認してほしいと主張しているが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1582

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで
A社における資格喪失日が平成4年3月31日になっているが、同日まで勤務していたので、資格喪失日は同年4月1日のはずである。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は平成4年3月31日に資格喪失していることが確認できる。

また、A社から提出された申立人の雇用保険被保険者離職証明書、及び雇用保険の加入記録によると、申立人は平成4年3月30日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、A社から提出された申立期間に係る給与支払明細書、賃金台帳及び所得税源泉徴収簿によると、申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる上、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社に照会したところ、「保険料控除は翌月控除であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1583

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 1 月まで

申立期間について、給与の支給額は 59 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が 24 万円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 13 年 2 月 19 日をもって厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同社が適用事業所でなくなった後の同年 2 月 28 日付けで、59 万円から 24 万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、A社に係る登記簿謄本から、申立期間において申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料を滞納していたと供述している上、A社の滞納処分票から、申立期間当時、保険料を滞納していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人は、「滞納保険料の納付について何度も社会保険事務所に相談に行っていた。」とも供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1584

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 9 月 2 日まで

私は、A事業所B助手として昭和 33 年 9 月に採用され平成 12 年 3 月まで継続して勤務していた。県費配置になり C 共済組合に加入するまではA事業所の事務費から給料が出ていた。その間も健康保険証を所持し使用していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立期間当時の職員名簿により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA事業所に照会したところ、当時の資料が無いため不明と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、上記職員名簿から確認できる職員 10 人（申立人を含む。）の厚生年金保険被保険者資格について調査したところ、そのうちの 4 人のみが被保険者となっていることから、A事業所においては、必ずしも勤務期間について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所における同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

加えて、A事業所及びD事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所において昭和 34 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得、35 年 10 月 1 日に資格を喪失し、その後、D事業所において、当該事業所

が厚生年金保険の適用事業所となった 36 年 9 月 2 日に被保険者資格を再取得しており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1585

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

私は、A社に入社して以来、給与の遅配はあったものの減額されたことは無いのに、年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているので、当該期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額と申立期間当時支給されていた給与が相違していると申し立てている。

しかし、A社に照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等、確認できる資料が残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、申立期間においてA社に在籍していた同僚のオンライン記録の標準報酬月額について調査したところ、申立人と同様に前年の標準報酬月額より減額された記録となっている上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、雇用保険の支給記録により、申立人のA社における離職に係る賃金日額を基に算出した離職時前の報酬月額と資格喪失時における標準報酬月額はほぼ一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1586

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月25日から29年11月15日まで
② 昭和29年11月15日から34年7月21日まで
③ 昭和34年7月21日から35年9月8日まで
④ 昭和35年10月24日から36年12月17日まで

申立期間①については、勤めた期間の報酬月額が全て1万円となっているが、資格を取った後は、2万円近い給与をもらっていた。申立期間②では、前の会社より高い給料で入社したにもかかわらず報酬が下がっているのはおかしい。申立期間③のA社（現在は、B社）については、1年間に3回も給与が変わっていることはあり得ないので、記録が間違っている。申立期間④では、実際より低額の標準報酬となっている。申立期間①から④までについて、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録の標準報酬月額と申立期間当時支給されていた給与とが相違していると申し立てている。

しかし、申立期間①について、C社は、平成17年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した役員等関係者に照会したものの回答は無く、申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできなかった。

また、オンライン記録で同時期にC社において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した複数の同僚から、「給料は何千円という単位で、1万円は無かった。」旨の供述が得られた。

さらに、申立人と同時期にC社で被保険者資格を取得した同僚（申立人が氏名を挙げた同僚を含む。）について、申立期間①に係る標準報酬月額を調査

したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

その上、申立人は、厚生年金保険被保険者期間の全期間が1万円であることを不審としているが、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則3条の規定により、標準報酬月額が1万円に満たない場合、オンライン記録では1万円と記録することとされている。

申立期間②について、D社の後継会社であるE社に照会したところ、震災以前については、当時の関連資料（賃金台帳等）は無いとの回答があり、申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできなかった。

また、オンライン記録で同時期にD社において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した同僚に照会したところ、標準報酬月額の記録に誤りがある旨の供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同時期に入社した同僚の標準報酬月額を比べても申立人の標準報酬月額とほぼ同額であり、申立人のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

申立期間③について、B社に照会したところ、10年以上前の書類は廃棄していることから、当時の関連資料（賃金台帳等）は無いとの回答があり、申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできなかった。

また、申立人が上司及び同僚としている者のうち連絡先が判明した者に照会したところ、標準報酬月額の記録に誤りがある旨の供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和34年11月及び35年1月については、申立人と同時期に入社した同僚の多くが、申立人と同様に標準報酬月額の改定がされており、申立人の記録のみが同僚の記録と異なっているということは考えられない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

申立期間④について、F社は、昭和40年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、同事業所の閉鎖

登記簿謄本は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできなかった。

また、申立人の申立期間に同事業所で厚生年金保険に加入していた同僚に照会したところ、「記録に間違いは無く、ねんきん特別便の報酬を見ても、おかしいところは無かった。」旨の供述が得られた。

さらに、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同僚 10 人について、標準報酬月額を調査したところ、申立人より低額であることが確認できる上、申立人と同様に昭和 36 年 8 月に同僚 6 人が随時改定により標準報酬月額が改定されており、事業主が申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取扱いを行ったとは考えられない。

加えて、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで
知人に紹介されて、昭和 51 年 9 月に A 社に入社した。同社には、事務員 1 人、製造部門に 2 人、仕上げ部門に 7 人がおり、自分は製造部門を担当していた。52 年 1 月に退職するまで、忙しい時は、朝 6 時から夜 12 時まで 2 交代で勤務することもあった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社により提出された給与台帳から、申立人が同社で勤務していたことは確認できるものの、当該給与台帳からは、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社に照会したところ、「当時の資料が残っておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況は不明であるが、必ずしも入社と同時に厚生年金保険への加入手続は行っていなかった。」との回答があった上、複数の同僚が、入社後すぐには厚生年金保険に加入していない旨の供述をしている。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号＊番（昭和 51 年 6 月 1 日資格取得）から＊番（昭和 52 年 3 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 4 日から 42 年 12 月 25 日まで
④ 昭和 43 年 3 月 30 日から 43 年 11 月 21 日まで

A 社、B 社、C 社において、日本年金機構から送付された年金加入記録のお知らせに記載されていた期間よりも長く勤務していたので、厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A 社の昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 8 月 31 日までの期間に係る雇用保険の記録、申立期間当時の事務担当者及び同僚の供述から、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶している同僚はいるものの、厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社に照会したところ、申立期間当時の資料等は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 40 年 4 月 1 日に健康保険番号* 番で被保険者資格を取得、同年 9 月 1 日に資格喪失との記載がされており、これはオンライン記録と一致している上、雇用保険の記録によると、申立人は同事業所を同年 8 月 31 日に離職していることが確認できる。

申立期間②及び③について、事業所名は不明であるが、昭和 41 年 5 月 1 日

から同年8月10日までの雇用保険の記録があることから、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B社は昭和41年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の二人の兄についても、申立人と同日の昭和41年7月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立人と同じ時期にB社において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

加えて、B社は昭和43年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会しても、同事業所の法人登記簿は見当たらず、当時の役員等関係者の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

その上、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年7月1日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得、同年8月4日に資格喪失との記載がされており、これはオンライン記録と一致している上、雇用保険の記録によると、同年8月10日に離職していることが確認できる。

申立期間③及び④について、事業所名は不明であるが、昭和42年12月25日から45年1月25日までの雇用保険の記録があることから、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じ時期にC社において厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間③及び④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C社に照会しても、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和42年12月25日に健康保険番号*番で被保険者資格を取得、43年3月30日に資格喪失との記載がされており、これはオンライン記録及び雇用保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1589

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から7年12月21日まで
② 平成7年12月21日から8年11月1日まで

事業所の賃金台帳を調べてもらえば分かるが、平成6年10月からの給与は残業も多く16万円であった。また、第四種被保険者の期間も当然16万円となっているはずなので、調査して、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、A社から提出された申立人の標準報酬決定通知書並びにB厚生年金基金から提出された基金加入員台帳及び加入員記録照会結果帳票に記載されている標準報酬月額は、平成6年10月1日定時決定において15万円、7年10月の定時決定において14万2,000円となっており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社において申立人と同時期に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額については、申立人の標準報酬月額よりも低額であることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている形跡は見られない。

このほか、申立期間①について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額が16万円であり、引き続き厚生年金保険の第四種被保険者として加入したことから、申立期

間②の標準報酬月額についても 16 万円であったと主張しているところ、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法第 26 条において、「第四種被保険者の各月の標準報酬は、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。」と定められていることから判断すると、A 社における最後の標準報酬は、上記申立期間①の標準報酬月額から 14 万 2,000 円であることが確認できる上、オンライン記録から、申立人は、標準報酬月額 14 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間②について、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納めていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 3 日から 34 年 3 月 30 日まで
昭和 31 年 4 月頃、A社を辞めてB社に移った。A社からB社に移った同僚には、同社における厚生年金保険被保険者記録があると聞いた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社が社会保険事務手を委託していた社会保険労務士事務所から提出された社会保険関係台帳の写し及び申立人が記憶している同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚は、申立人と勤務していたことは覚えているものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得状況について供述を得ることはできなかった。

また、上記の社会保険労務士事務所から提出された社会保険関係台帳の写しによると、申立人は昭和 33 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している旨の記載があるものの、二重線が引かれ、備考欄に「取消し」と記載されていることが確認できる上、このことについて同事務所は「何らかの事情により、厚生年金保険には加入しなかったと思われる。」と回答している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1591（事案 990 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月5日から25年2月1日まで

私は昭和24年4月5日にA社に入社し、初任給から厚生年金保険料が控除されていたことを当時育ててくれた叔父、叔母に話したことをはっきり覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) 申立人と同時期に入社したとする同僚は、「中学校を卒業後、A社で1年くらい勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名は無いほか、申立期間当時、同社に在籍していた複数の同僚について厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認した結果、本人が記憶している入社時期の8か月後から2年後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社時に合わせて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえること、ii) 申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られないこと等を理由として既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったこと

を認めてほしい。」との主張をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。